

シマネスク景観づくり推進大綱運用方針

(平成3年10月16日付け土資発第171号企画部長通知)

1 大綱の目的

景観は、人間が自然に手を加えながら、長い歴史の中で営々と培ってきたものであり、島根の文化を物語る県民共有の貴重な財産である。美しい景観は、県民に安らぎと心のよりどころを与え、郷土に対する愛着と誇りを育むものである。

しかしながら、経済性や機能性を追及するあまり、あるいは、都市化や過疎化が進行するなかで、これらの貴重な景観が徐々に変貌し、または失われつつある。

シマネスク景観づくり推進大綱(以下、「大綱」という。)は、こうした本県の貴重な景観を守り、育てることによって、心の豊かさを育む快適な環境づくりを推進しようとするものである。

2 景観づくりの基本的方向について(大綱第1関係)

本県は、出雲、石見及び隠岐の各地域が、また海岸部、平野部及び山間部のそれぞれの地域が、独特の自然、風土、伝統文化を持っている。景観づくりにあたっては、それらの特色を十分に生かした島根らしい景観づくりを進めることとし、「自然と人々の営みとが調和した景観づくり」、「歴史や伝統文化を生かした個性豊かな景観づくり」を推進しようとするものである。

一方、県内の市街地や道路沿線等には緑が不足しており、また、町並みの調和や個性が失われつつあることなどから、「ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくり」、「秩序ある調和のとれた町並みづくり」を促進しようとするものである。

3 景観づくりの主体と役割について(大綱第2関係)

景観は、自然の要素と、様々な主体の活動による人為的な要素とによって形成されるものであることから、県、市町村、県民及び事業者のそれぞれの役割を明らかにし、十分に協力しあいながら景観づくりを推進しようとするものである。

県は、市町村、県民、事業者、国及び公益事業者に対して理解と協力を求めながら、大綱に定める方針に沿って各種施策を積極的に進めるものとする。

市町村は、地域に密着した公共団体として、住民や事業者の合意形成などに積極的な役割を果たしながら、それぞれの地域の自然、歴史、社会、経済などの条件に十分配慮して、地域の土地利用に関する計画や景観特性等に応じた、きめ細かい景観づくり施策を策定し実施していくことが期待される。

県民は、地域の美化・清掃などの日常的な活動のほか、個人の住居などが地域の景観の重要な景観構成要素であることを認識し、住居の建築などにあたって周辺との調和や緑化に配慮することなどの努力をしていくことが求められる。また、地域の景観向上を図るため、美化や緑化などの自主的活動を行う団体を組織することなども期待される。

事業者は、広告物の設置や大規模建築物その他の事業用施設の建設などの行為により、

景観に多大な影響を与えることから、行政や県民と協力しながら、地域の景観づくりに積極的な役割を果たしていくことが期待される。また、建築物の建築などに専門的に携わる設計者や施工者は、景観の形成に対して特に重要な役割を有することから、景観づくりに積極的な努力をしていくことが期待される。

4 景観づくり施策の内容について（大綱第3関係）

(1) 地域主体の景観づくりについて

景観は、県民一人一人の生活や経済活動の中で形づくられるものであり、県民や事業者の景観づくりに対する理解と行動が何よりも重要である。

このため、県民や事業者による自主的な景観づくりを促進し、地域を主体とした景観づくりを推進しようとするものである。

特に、県は次のような施策の実施を図るものとする。

ア、広報やキャンペーン、シンポジウム等による意識の啓発

イ、建築や広告事業の関係者等に対する意識啓発や研修等の充実

ウ、優秀な建築物や工作物、景観づくりのための自主的な活動の顕彰

エ、環境美化運動や花いっぱい運動等の充実

オ、建築や緑化等について住民がお互いに協定を結んで美しいまちづくりに取り組む住民協定制度の創設

カ、都市緑地保全法に基づく緑化協定や建築基準法に基づく建築協定など、緑化や環境改善を図るための既存制度の活用

キ、景観上重要な建築物等の保全を行うための特定建築物等保全協定制度の創設

また、市町村によるきめ細かい施策の展開を促進するため、景観づくりに関する基本計画や条例の策定のためのガイドプランを作成するなど必要な支援を行い、市町村の基本計画や条例の制定等を推進するものとする。

(2) 公共事業等による先導的、総合的な景観づくりについて

景観形成に大きな影響を与える公共事業や公共施設の建設等にあたっては、技術指針を策定して特に景観に配慮するとともに、既存の公共施設や道路沿線等の緑化、修景及び維持管理を行い、ゆとりと潤いのある緑豊かな環境づくりを推進しようとするものである。

なお、関連施策の総合的な推進にあたっては、景観対策に関連する法令及び施策の連携に配慮するとともに、特に、次のような施策により景観づくりを重点的に推進するものとする。

ア、優れた自然環境を有する地域の保全による景観づくり

イ、郷土学習や環境美化教育等による景観意識の醸成

ウ、公園、緑地や文化財周辺などの拠点景観の整備

エ、農林水産業振興施策による農山漁村の景観づくり

オ、道路や河川整備事業等による緑豊かな景観づくり

カ、屋外広告物に対する指導、規制の強化による景観整備

キ、下水道整備や水質浄化対策等による水辺景観づくり

ク、道路標識や交通安全施設の整備による道路景観づくり

ケ、地域の素材を生かした島根らしい家づくりによる町並み整備

(3) 大規模施設等における適切な景観づくりについて

景観に大きな影響を与える大規模な建物・工作物等の設置や開発などについては、景観形成基準やガイドプランなどを策定するとともに、県内全域において事前届出制度を設けて、建築物等の位置や外観、緑化等について指導助言を行い、適切な景観づくりを進めようとするものである。

また、大規模な事業所との協定締結や、景観上の影響が大きい既存施設等の所有者等への要請を行うことなどによって、適切な景観づくりへの協力を求めるものである。

(4) 特定の地域における重点的な景観づくりについて

貴重な景観を有する地域や主要道路沿線など景観上特に重要な地域を景観形成地域として指定し、景観づくりに関する基本計画等を定めるとともに、建築や開発などについての事前届出制度を設けて、重点的な景観づくりを進めようとするものである。

なお、候補地としては、島根県景観対策懇談会の提言では、宍道湖・中海周辺地域、出雲平野田園地域、国道9号線・54号線沿道地域、江の川・高津川沿川地域、島根中央地域リゾート構想重点整備地区、石見空港周辺地域、隠岐島地域などが挙げられているが、広域的な重要性、緊急性等を勘案するとともに、特に地元の意向に配慮しながら指定を行うものとする。

(5) 景観を生かした地域づくりの展開について

魅力ある景観を生かした地域づくりを、次のような観点から展開し、活力と潤いに満ちた県土づくりを推進しようとするものである。

ア、美しい田園景観や海岸線を生かした農山漁村リゾートづくり

美しい村づくり運動等によって景観づくりを進めるとともに、民宿等の宿泊施設や農業体験施設、伝統民芸体験施設等の整備を図り、農山漁村の豊かな自然の中で休暇を楽しむ農山漁村リゾートの場づくりを促進すること。

イ、魅力あふれる景観で結ぶ観光ネットワークづくり

観光拠点の周辺や、主要観光拠点間の道路沿線等の景観整備を図り、広域的な観光ネットワークづくりを進めること。

ウ、快適な生活環境づくりによる若者定住の促進

安らぎと潤いのある快適な生活環境づくりや、魅力ある都市空間づくりを進め、若者定住の促進を図ること。

エ、個性豊かな景観づくりによる島根のイメージアップ

地域の特色を生かした個性豊かな景観づくりを進め、島根のイメージアップを図ること。

オ、島根らしい景観を生かした国際交流の推進

自然や伝統文化を生かした島根らしい景観づくりによって、島根のアイデンティティを高め、魅力ある国際交流の場づくりを進めること。

カ、快適な環境づくりによるソフトウェア産業等の立地の促進

快適な生活環境や労働環境をつくることによって、新しい産業立地基盤づくりを進め、ソフトウェア産業、研究開発型企业等の立地を促進すること。

5 景観づくりのための支援について（大綱第4関係）

(1) 民間活動に対する支援について

民間活動に対しては、次のような施策の実施を図り、自主的な景観づくりを促進するものとする。

ア、住民協定などの自主的な活動に対する支援

イ、特定建築物等保全協定または事業所協定を締結する民間協力者に対する支援

ウ、その他景観づくり活動に対する支援

(2) 市町村に対する支援について

市町村に対しては、次のような施策の実施を図り、地域を主体とした景観づくりを促進するものとする。

ア、市町村の景観づくりに関する基本計画の策定に対する支援

イ、市町村が行う修景事業等に対する支援

6 景観づくりのための法規制等の見直し及び整備について（大綱第5関係）

景観づくりに関連する法規制等については、制度及び運用の見直しを行い、その改善充実に努めるとともに、景観形成のための地域指定や届出制度、住民協定制度等については、景観条例を制定して制度の整備を図り、景観づくり施策を推進しようとするものである。

7 推進体制の整備について（大綱第6関係）

景観づくりを円滑に推進するため、県の推進体制の整備を図るとともに、市町村、国及び公益事業者等との連絡会議等を開催し、連携・協力体制の確立を図ろうとするものである。

また、建築やデザイン等の専門家を景観アドバイザーとして委嘱し、市町村や民間に対して技術的な相談に応じる体制を整備するとともに、景観審議会を設置して専門性及び客観性の確保を図ろうとするものである。

8 その他について（大綱第7関係）

景観アセスメント制度や景観デザインについて調査研究を行うとともに、建築や開発等の行為が景観に与える影響を科学的に分析するため、コンピューターグラフィックス等を活用した景観シミュレーション技術の研究等を行おうとするものである。